

平成24年(ワ)第213号 損害賠償請求事件

平成25年(ワ)第131号 損害賠償請求事件

原告 各訴状添付当事者目録記載のとおり

被告 東京電力株式会社

準備書面 (7)

平成26年8月4日

福島地方裁判所いわき支部訴訟係 (合議1係) 御中

被告代理人弁護士

田 中

清



同

青 木 丈

介



同

土 屋 賢

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



被告は、原告らの2014年6月18日付け「今後の主張・立証計画について」と題する書面について、次のとおり意見を述べる。

1 同書面1について

- (1)については、意見はない。
- (2)については、不必要である。

2 同2について

(1)については、「被害の全体像を示す証人」及び「責任論の証人」は、本件訴訟の争点に不必要な証人であるので、強く採用に反対する。
損害論の法律学者についても不必要であり、強く採用に反対する。

(2)についてはしかるべく。

3 同3(期日の確保)について

- (1) 原告らは、毎月午前10時から午後4時30分までの開廷を主張しているが、被告は、隔月で午前11時から午後4時30分までを希望する。
- (3) 十分な期日を確保する構想については、いずれも強く反対する。
被告の反対尋問の準備が必要であり、他の事件も受任しているので、毎月の連続開廷や受命裁判官(3人)による分散審理には、到底耐えられない。

以上